別表（第九条関係）

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
［第二類～第九四類］［項を削る。］	［略］	

別表（第九条関係）

関税定率法別表の番号	生産された物品	原産品としての資格を与えるための条件
［第二類～第九四類］ 九五・〇三	［同上］	第八五・〇一項、第八五・〇三項、第八五・〇四項又は第八五・二六項に該当する物品及び第九五・〇三項に該当する物品（車輪付きがん具及び人形用乳母車並びに人形（人間を模したものに限る。）を除く。）以外の物品からの製造（非原産品割合が五〇％以下となる製造に限る。）

三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズルのうち車輪付きがん具及び人形用乳母車並びに人形（人間を模したものに限る。）以外のもの	［九六・〇一～九六・一七］	
	［略］	

備考　［略］

	［九六・〇一～九六・一七］	
	［同上］	

備考　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（通関士識別符号の使用） **第四条**　通関業者は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号。以下「法」という。）第五条（通関士の審査）に規定する申告等を行う場合には、当該申告等の入力の内容を審査した通関士にその通関士識別符号（通関士を識別するための符号で、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）が付与するものをいう。）を使用させて当該審査をした旨を入力させるものとする。	（通関士識別符号の使用） **第四条**　通関業者は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号。以下「法」という。）第五条（通関士の審査）に規定する申告等を行う場合には、当該申告等の入力の内容を審査した通関士にその通関士識別符号（入力をする通関士を識別するための符号で、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）が付与するものをいう。）を使用させて当該申告等の入力をさせるものとする。

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第五条　財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。